

環 境 保 全 協 定 書

長津市域の大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等の現状及び将来の動向を考慮して住民の健康を保護し、良好な環境の保全を図るため、長津市（以下「市」という。）と事業者のダイキン工業株式会社（以下「事業者」という。）は、事業者の事業場（以下「事業場」という。）を操業するに關し、相協力して公害関係法令等の定めに従って、長津市域の自然的・社会的条件に応じた総合的な公害防止対策を進ずることを確認し、次のとおり協定する。

（定義）

この協定における用語は、第9条、